

平成 1 8 年度

施 政 方 針

平成 1 8 年 3 月 7 日

糸 満 市

目 次

- はじめに1
- 風格都市づくり について3
- 安心都市づくり について4
- 潤い都市づくり について7
- 魅力都市づくり について8
- 活力都市づくり について9
- 平和都市づくり について11
- 協働都市づくり について12

■ はじめに

平成18年3月糸満市議会定例会の開会に臨み、私の市政運営の基本方針を申し述べ、市民の皆様及び市議会の御協力と御理解を賜りたいと存じます。

昨年は、本県においては、在日米軍再編中間報告の合意による普天間飛行場の移転問題や、金武町の都市型戦闘訓練施設の建設反対闘争など、依然として戦後の課題が顕在化する年でありましたが、スポーツ界では女子ゴルフの宮里藍選手の活躍をはじめ、県立八重山商工高等学校が選抜高校野球大会出場を決めるなど、希望を感じる年でありました。

国内においては、ＪＲ西日本の脱線事故や建築物の耐震強度偽装問題が発覚し、国内の安全問題が話題となりました。国外においては、各地で大規模テロが発生し、パキスタンでは地震により多くの犠牲者が出ております。被災地の早期の復興を願うとともに、被害に遭われた方々に対し、衷心からお見舞いを申し上げます。

私は、一昨年7月に市長に就任して、1年8ヶ月が経過しました。これまでお寄せ頂きました御支援・御協力に対し、深く感謝申し上げます。

今回の平成18年度予算は、私が自らの責任で予算を編成し、執行する2年目の予算で、引き続き公約の実現に向け取り組みたいと考えております。

私は、政治理念である「フレッシュな創造力でワクワクするまちづくり」を掲げてまいりました。この理念には、人（市民）と人（市民）とが活発に交流することで、糸満市独自の産業や芸術・文化を育み、それを世界へ発信していく活力あふれるまちにしたいという願いが込められています。そして、その実現に向け7つの都市づくりを提唱しております。

即ち、1点目に行財政改革等を中心とする経営感覚を持った都市づくり、2点目に観光都市いとまんの復活等を目指す観光文化都市づくり、3点目に、雇用拡大等のための産業文化都市づくり、4点目に子ども達をみんなで見守り、育成する社会システムの創造等を目指した教育・国際文化都市づくり、5点目に高齢者の方が元気に暮らすための福祉文化都市づくり、そして、6点目に市民が環境や省資源・リサイクルについて、具体的に取り組む拠点「エコシティープラザ」を推進する環境文化都市づくり、最後に「平和の道」構想の実現及び性別による差別的取り扱いを是正するための平和・女性文化都市づくりに関するビジョンであります。

しかしながら、政策を実現するためには、本市の抱えている財政構造の健全化が緊急の課題であります。特に、国が進める構造改革の一環である三位一体改革の影響を受け自治体の財政構造が急激に悪化しております。本市においても、国庫補助負担金の一般財源化や税源移譲のアンバランス等により財源不足が生じており、新たな財政計画の策定が求められております。

このような状況の下、予算編成を行い、市民の多様な行政需要に応えるため多くの施策を展開してまいります。先に述べた公約の実現と組織の活性化及び社会環境の変化に対

応するため機構改革を行います。

まず、総務部においては、三位一体改革に対応した財源の確保を図るために、財政課、税務課、収納対策室を同一部署に配置します。

企画開発部には、秘書広報業務を効率的に行い、政策的業務に迅速に対応する必要があるため秘書広報課を配置します。

市民部には、収納対策室での4年間に於いて、国保年金徴収技術のノウハウが形成されたことに伴い、徴収業務を国保年金課に戻し、国保年金事業のより効率的な運営を図ります。

市民への利便性を図るため、市民窓口である市民部に、市政情報センターを配置します。

福祉部を福祉保健部に名称変更し、精神障害や身体障害等の生涯福祉業務の連携を図るとともに、介護保険法の改正に伴い、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、保健予防課を健康推進課に改めます。

次に、新年度の新たな事業について、ご説明を申し上げます。

初めに、企画部門で、市民に晴天雨天に関係なく、快適なスポーツ環境を提供できる屋根付き屋外運動場の基本計画を策定いたします。事業化されまると、プロ野球やサッカーのキャンプの誘致が可能となり、市民に大きな感動を与えることと思います。

次に、バス利用者の利便性や社会活動、バリアフリー化に考慮した未来型路線や新たな公共交通体系の導入に向けたコミュニティバス導入推進事業の調査を実施いたします。

児童福祉部門では、待機児童の解消を図るため、法人保育所を新設し、保育環境の改善を図ります。

農林部門では、高生産性農業機械施設（野菜温室）を導入し農業所得の安定と中核農家の育成を図ります。また、昨年完成しました国営地下ダム施設につきましても、基幹水利施設管理事業等を導入し適正な維持管理を行い地下水の安定供給を図ります。

水産部門では、離島漁業再生支援交付金事業により、パヤオの設置、稚魚の中間育成、アオリイカ産卵礁の製作などを支援します。

商工業については、地域商店街の活性化や地域産業の育成の拠点である商工会館建設事業を支援します。

建設部門では、地域間交通の改善のため、翁長かりゆし橋線整備事業に着手いたします。

消防部門では、消防水利の確保と市民の生命財産を火災から守るため消火栓設置事業を実施します。

次に、教育部門について、ご説明いたします。

教育環境の整備については、高嶺小学校水泳プール建設事業をはじめ、兼城小学校屋内運動場改築事業と糸満中学校校舎改築事業の実施設計を行うとともに、真壁小学校校舎をはじめ、喜屋武小学校、米須小学校、真壁小学校、高嶺中学校、三和中学校及び糸満中学校の屋内運動場の耐力度調査を実施します。また、小学校及び中学校の教育用コンピュータを整備します。

以上、新年度の新たな事業の概略をご説明しましたが、次に、第3次糸満市総合計画の7つの都市像に基づき各種施策をご説明します。

■ 風格都市づくり について

学校教育については、「確かな学力」と「豊かな心」を子どもたちに育てまいります。基礎・基本を徹底し「生きる力」を育むことをねらいとする学習指導要領の更なる定着を進め「総合的な学習の時間」の充実や、学校評議員制度の活用等「開かれた信頼される学校づくり」を推進するとともに、教職員の指導力の強化を図りつつ、全小中学校に設置された教育用コンピュータを活用し、情報教育の充実を図ります。

また、補助教諭の処遇改善を行い、充実強化に努めるとともに、外国人英語指導助手を引続き配置し、各教科の基礎基本の定着を図ります。

本市の学力向上推進事業については「ひかりとみどりといのりのまち糸満の子らに確かな学力を」のテーマに、今後とも、学校、家庭、地域及び行政と連携を密にして取り組めます。

次に、児童生徒の不登校や問題行動等に対応するため、適応指導教室「とびうお」、自立支援教室「はくぎん」の充実、また、「教育相談員」や「スクールカウンセラー」等を効果的に活用し、各学校の生徒指導、教育相談体制等の充実・強化を図ります。

学校給食については、児童生徒の健全な心身の発達のために、栄養バランスのとれた食事を提供し、正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に努めます。

また、学校給食の一部民間委託についても、平成19年度実施に向けて鋭意取り組めます。

人材育成については、人材育成基金金利収入等の活用により児童・生徒を対象にスポーツ・文化派遣補助事業及び奨学金の給貸与事業を行うとともに、「糸満ふるさと塾」及び「読み聞かせ講座」等の能力開発事業の充実に努めます。

また、本年度より「糸満市長賞」を設け、文化活動、スポーツ活動等において顕著な貢献をした幼児、児童、生徒に対し、その功績を讃え表彰を行います。

生涯学習については、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため「生涯学習まちづくり出前講座」や「生涯学習ボランティアバンク」を整備充実し、個性に応じた学習機会の提供に努めてまいります。引き続き、他部局との連携による生涯学習を積極的に推進します。

社会教育については、市民参加の自発的な学習活動と自立心の向上を支援するとともに、地域子ども教室推進事業を推進し、社会教育関係団体の育成や青少年交流事業の充実に努めます。

また、青少年センターの活用促進に努めるとともに、児童センターや、社会教育施設と

連携した各種青少年健全育成事業や地域子ども会の育成を推進します。

中央公民館については、ニーズに応えるため、施設の利活用を促進し、一般対象講座・児童生徒対象講座・知的障害者対象講座を中心に、各種講座の開設と充実・拡大を図り、各種グループ・サークル活動の育成強化に努めます。

中央図書館については、市民がよりよい生活を過ごすために、図書等の資料を収集・整理し、他の図書館とも連携を図りながら、利用へのサービスの充実と多様な学習機会の提供に努めます。職員体制を強化し、利用の利便性を高めるため、開館時間を夜9時まで延長します。また、移動図書館くろしお号による地域への巡回サービスも引き続き推進するとともに、学校図書館との連携を密にして、総合的な学習の時間を支援します。それから、お話し会や上映会、展示会、講演会等を開催し、身近な学習活動の場としての利用促進に努めます。

社会体育については、市民の健康、体力の保持・増進を図るため、いつでもどこでも、気軽にスポーツに親しむ環境づくりに努め、各種スポーツ教室、地域巡回スポーツ教室、スポーツレクリエーション祭、少年少女駅伝大会等を開催し、スポーツの日常化を目指し取り組みます。さらに、「スポーツ健康都市宣言のまち糸満市」を目指し生涯スポーツの振興を図ります。また、任意団体組織の充実強化と競技スポーツの振興、指導者等の育成に努めスポーツの振興を図ります。

また、2010年に開催される全国高校総合体育大会に向けて、必要な準備に取り組んでまいります。

郷土文化の保全・育成については、国指定具志川城跡環境整備事業を本年度も継続実施してまいります。また、国道331号バイパス工事に伴うタナケナ原古屋敷跡緊急発掘調査を実施し記録保存すると共に、昨年度実施した県道7号線改修工事に伴う大里前原遺跡緊急発掘調査については、今年度記録保存のための発掘調査報告書を刊行します。

市史については、「糸満市史編集事業基本計画」に基づいて、「村落資料」や「移民・出稼ぎ資料」の発刊に向けた資料の収集、原稿の執筆及び聞き取り調査等を実施します。

文化振興については、「糸満市文化協会」の支援をはじめとして、市民の文化や芸術に対する意識の高揚を図るため、優れた芸術作品に接する機会を確保し、市文化祭・児童生徒の作品展及び舞台鑑賞等の事業を推進します。

■ 安心都市づくり について

県立南部病院存続のため、県に対して「県立」あるいは「公的病院」としての経営を強く要望してまいりました。しかし、県の財政状況は厳しく、やむなく、民間へ経営移譲されました。経営移譲後もこれまでの県立南部病院の医療機能とベッド数などが責任をもって維持されるよう県に強く要請してまいります。

福祉の充実については、ますます複雑多様化する市民の福祉ニーズに的確に対応するために、利用者本位の地域福祉を推進し、福祉に関する相談や助言指導が受けられる福祉サービスを提供できる体制の整備に努めます。また、社会福祉関係機関、団体及び市民との連携を深めるとともに、ボランティアの発掘・育成に努めてまいります。なお、平成18年度より施行される障害者自立支援法の円滑な実施に努めます。

低所得者福祉については、生活に困窮する程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、世帯員の自立を助長するため、自立支援プログラムをはじめとした諸施策や制度の活用、紹介、指導援助等の適切な処置を講じます。

身体障害者福祉については、サービス提供施設への入所支援、補装具、日常生活用具の交付、重度心身障害者（児）医療費助成事業等及びショートステイ、デイサービスやホームヘルパー派遣等の在宅福祉サービスの継続実施を図ります。それとともに、障害者の需要に応じた障害者生活支援及び障害者社会参加促進の充実を図ります。また、障害者生活支援センターについては、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、相談業務やパソコン教室等の事業を実施します。

知的障害者福祉については、対象者等の人権擁護に配慮しつつ、その実態把握や相談等に努めるとともに、授産施設等への入所支援及びショートステイやホームヘルパー派遣等の在宅福祉サービスの継続実施を図ります。また、在宅の心身障害者の社会的自立と社会参加の促進を図る観点から小規模作業所の県基準並の支援を継続して実施致します。

障害児福祉については、補装具並びに日常生活用具の交付、デイサービスやホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスを継続して実施致します。

なお、平成18年度より障害者自立支援法が施行され、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別ごとに異なる法律で提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが創設されることになりました。

なお、「糸満市障害者計画の中期見直し」をはじめ、平成18年度に策定する「糸満市障害福祉計画」に基づいて、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画を定めることにより、障害者福祉の向上に努めたいと考えております。

児童福祉については、児童手当の小学校6年生までの支給拡充及び乳幼児医療費助成事業により、家庭における児童の健全な育成を図ります。また、地域や家庭における児童虐待等の問題が深刻化している中、児童虐待ネットワーク会議と連携して家庭児童相談事業を推進し、その問題解決に努めます。

児童館の運営については、事故防止等の安全管理に留意しつつ、健康増進と情操豊かな児童育成が図られるよう各種事業を実施します。また、当該施設の一部を利用した障害児通園事業を継続して実施します。

保育所運営については、児童の安全確保と健全育成を図るとともに、多様な保育需要にこたえるために、延長保育事業や障害児保育事業を継続して実施します。

また、新たに認可法人保育園を創設するとともに、法人保育園の定員拡大と公立保育所の定員見直しによる児童の受入体制の強化と弾力化による児童の受入枠拡大についても継続して実施します。また、公立保育所の民営化については、平成19年度実施に向けて推進してまいります。加えて、地域での子育て支援のための子育て支援センター事業やつどいの広場事業を継続して実施します。

母子・父子福祉については、引き続き児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金貸し付け制度の活用とあわせて母子・父子家庭等への医療費助成事業を実施するとともに、母子家庭自立支援教育給付金事業を実施し、母子・父子家庭の経済的自立の助成と生活意欲の高揚を図ります。

高齢者福祉については、本年度より介護保険法の改正に伴い、これまで別々に実施してまいりました高齢者生活支援事業と老人保健事業が介護保険制度に一体的位置づけられ、地域支援事業として進められることとなりますが、これまで同様1人暮らし高齢者等を対象にした食の自立支援事業や軽度生活支援事業を継続実施するとともに、高齢者の生きがい・健康づくり等を支援する地域デイサービス事業の拡充を図ります。

更に、今年度から新たに栄養改善・口腔機能向上に関する健康教育の実施や、特定高齢者施策として筋力トレーニング教室の開催を実施します。

介護保険事業については、全国的に要介護認定者数の増加に伴って、介護給付費が大幅に増加していることから、国においては、介護保険制度の持続性と予防重視型システムへの転換を主とした抜本的な改正があり、本市においても国の介護保険法の改正と整合性を合わせながら、介護保険事業計画の見直しを行ってまいりました。

特に本年度は、専門職等を配置した地域包括支援センターを設置し、介護予防事業を強力に推進するため、高齢者やその家族に対して総合的な相談・支援業務や、本年度から改正された介護保険法に基づく新たな予防給付に関する介護予防マネジメント業務等を行い、介護保険料についても市民の負担の軽減を図るべく、事業の円滑な実施に努めてまいります。

保健行政については、妊娠・出産から高齢者に至るまでのあらゆる時期に対応した市民の健康を支援するため各種保健事業を効果的に推進します。

健康づくり・成人保健対策としては、生活習慣病の予防に重点を置き、若い時からの市民健診の受診をさらに推進します。また、健診結果の内容を市民が理解し、自分自身の体の状態が分かるよう説明会や相談会を開催すると共に、内蔵脂肪症候群の恐れのある受診者に対しては二次検診や健康スリム教室等を実施します。

願寿館教室の充実により市民の積極的な運動実践活動や、健康づくりに対する意識啓発を図ります。

母子保健対策としては、次世代を担う本市の子ども達が健やかに生まれ、育っていくことができるように、乳幼児の虐待予防を視野に入れた、妊産婦・乳幼児の健康診査、相談、教育等の事業を継続します。

また、精神保健福祉対策としてホームヘルプサービス事業等の居宅生活支援事業を継続することで、精神障害者の自立を促進すると共に、小規模作業所への支援、相談事業等を継続してまいります。4月からの障害者自立支援法の施行に伴って、自立支援医療がスムーズに移行できるよう対策を行います。

その他予防接種事業においては、更なる市民の意識啓発を図り、接種率向上により疾病の発症予防に努めます。

国民健康保険事業については、毎年、増加する医療費を抑制するため、生活習慣病予防対策を重点的取り組みとして、本年度から国保ヘルスアップ事業を実施します。また、健康相談員による訪問指導、人間ドック等による疾病の早期発見・予防、国保講座の開催など、引き続き保健事業の充実強化に取り組んでまいります。さらに、国保財政運営の安定化を図るため、毎年多額の一般財源を赤字補填分として繰入れてきましたが、本市財政も緊迫している状況であり、保険税率の引き上げも実施せざるをえません。

国民年金については、市民の老後等の生活の支えとなっており、今後とも、国との協力連携のもと、年金制度の周知や年金相談等の充実を図り、市民の年金受給権確保に引き続き取り組みます。

近年、消防を取り巻く社会環境は大きく変化し、警防・予防業務の多様化・複雑化、救急業務の増大・高度化、災害等への的確な対応など消防に対する市民のニーズはますます増大してきております。系満市地域防災計画に基づき計画的な防災行政を推進するとともに、日常の消防活動等に必要な消防資機材・消防水利等を整備し迅速な災害対策に努め、市民の安全確保に取り組んでまいります。また、地域防災の担い手となる消防団組織を充実強化し、常備消防と一体となった組織作りに努め地域住民のニーズを的確に捉えた消防行政を展開し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

系満市地域防災計画に地震編を盛り込んだ見直し計画により、強固な防災計画ができあがり、関係機関、市民との協力体制の下、災害に対して迅速に対応できる体制を確立すると共に、防災備蓄品も整備して参ります。

■ 潤い都市づくり について

ごみ処理については、家庭ごみの五分別収集体制を今後も継続するとともに、事業系ごみの分別、再資源化を促進して、ごみの減量化・資源化に努めます。

環境保全対策については、地球温暖化防止・水質汚濁防止など環境保全意識の普及を図るとともに、関係部署と連携を取りながら、環境保全・公害対策に努めます。

野犬対策、ハブ対策については、新年度も野犬の捕獲、犬の正しい飼い方についての啓発、ハブ咬傷防止対策の普及を実施します。

交通安全対策については、広く市民に対する交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ル

ールの遵守と正しい交通マナーの啓発運動を展開するとともに、昨年制定しました「糸満市暴走行為及び暴走行為を伴う行為の防止に関する条例」により暴走行為の取り締まりを強化します。

また、引き続きチャイルドシートの貸し出しを行い、交通事故防止に努めてまいります。

このほか、市民相談員を配置して、関係機関等との連携を図り、毎日市民から寄せられるあらゆる相談に応えてまいります。

■ 魅力都市づくり について

都市計画の基本方針である都市マスタープランの方針に沿って、まちづくりを進めます。

土地利用については、市街化区域における用途地域に即して、適切な運用を図るとともに、市街化調整区域の良好な環境の形成を図り、適正な土地利用の誘導に努めます。

都市基盤施設の整備においては、地域の自然、歴史及び特性に配慮し、都市景観の保全、自然とのふれあいの場や親しみのもてる都市施設づくりを進めます。

土地区画整理事業については、糸満南地区において宅地造成工事等を継続的に実施し、武富地区では、磁気探査事業を実施します。また兼城・潮平地区においては、農住まちづくり支援制度等の整備手法を検討します。

公園事業については、南浜公園等を引き続き整備し、公園管理についても、施設の補修や清掃等に努めます。

街路事業については、川尻親田原線、ガタ原線の整備を引き続き実施し、道路網の整備に努めます。また、一部開通した国道331号糸満バイパス、現国道331号並びに県道糸満具志頭線（外かく線）、糸満バイパスアクセス道路及び平和の道の早期整備に向けて国及び県へ要請してまいります。

近年、地域間交流の進展や、生活圏の広域化等に伴い市民ニーズは益々高まっており、道路ネットワークの整備は緊急の課題であり、併せて沿道サービス向上のため、「道の駅」の誘致に努めます。

このことから、道路行政においては、地方道改修事業、緊急地方道整備事業及び新規事業の推進、並びに新規路線の採択に向けて取り組みます。

未買収道路用地取得事業についても、併せて実施します。

住宅政策につきましては、前年度から作業中の住宅関連調査を実施し、市営住宅をはじめとする本市の基本方針を策定します。

交通通信ネットワークの整備について、バスを利用する児童生徒や老人等いわゆる交通弱者を守る立場から、玉泉洞糸満線や糸満新里線並びに国吉線、南部循環線を運行するバス事業者へ助成することで市民の足の確保に努めます。今後とも、関係機関や市民の意見を取り入れたバス対策会議を中心に改善策を検討します。

市民課においては、平成１４年度に稼働した「自動交付機」により、平日の午後７時までと、土・日祝祭日の午後５時まで住民票、印鑑証明及び各種の税証明の交付が可能になったことや、平成１６年度に全部電算化した「戸籍システム」により戸籍記載事務処理の迅速性、正確性の確保はもとより窓口での待ち時間短縮で市民サービスの向上が図られているところです。

また、ほぼ、全国一斉に稼働した「住民基本台帳ネットワークシステム」は、各種年金受給者の現況届の廃止や国家試験受験時やパスポート申請時の住民票添付の廃止、金融機関等で本人確認用としての住民基本台帳カードの発行も増え、徐々に市民生活に浸透されてきております。

それから、平成１７年度から住民基本台帳システムのダウン時でも住民票交付を可能にするため、「住民基本台帳バックアップシステム」を構築しております。

今後は、個人情報保護に向け厳重なセキュリティ対策に努めます。

情報公開及び個人情報保護制度については、市が保有する情報を積極的に公開し、提供することに努めるとともに個人情報の適正な取扱いと市民の権利利益の保護に努めます。

水道施設整備計画としては、潮平配水池からの給水地区が水需要の増大が著しく、それらの地区へ安定給水するため、潮平第２配水池建設を行います。また維持管理については、老朽管の更新や耐用年数満期の量水器の取り替えを行い、有収率向上に務め安全で安心した水を安定的に供給して参ります。

下水道事業については、衛生的で快適な市民生活の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、照屋・大里地内、糸満与那堀地内および南土地区画整理事業地内等の面整備と終末処理場の高濃度流入水に対する調査・検討をします。また、普及活動の強化、水洗化率の向上に努めます。

■ 活力都市づくり について

はじめに、農業の振興についてであります。

県内で有数の農用地面積及び農業生産力を誇る本市の農業は、農用地の有効利用や生産性向上等により活力と夢のある農業経営が展開できる潜在的可能性を秘めています。

こうした地域特性を生かした農業振興に取り組むため、農業生産基盤の整備や農業近代化施設の導入をはじめ、農用地の利用集積や農業担い手の確保等を推進し、中核的な農業経営体の育成に努めます。

さとうきびについては、ハーベスター収穫機の利用促進を図る等、生産性及び収益性の向上に努めます。

園芸作物については、レタス、ゴーヤー、小ギク、及びパッションフルーツに続き、平成１７年度にニンジンが農林水産戦略品目の拠点産地として認定を受けました。今後も、

関係機関・団体と連携しながら営農技術・経営指導及び出荷体制の確立を推進します。

畜産について、肉用牛では、優良雌牛の導入を促進し、資質の良好な母牛を育成するとともに、草地確保に取り組みます。乳用牛では、飼養技術の改善、粗飼料の安定的な確保を図り、乳質の改善及び泌乳能力の高い乳用牛の育成を促進します。養豚では、優良母豚の育成と飼育技術の向上を促進するとともに、環境対策の強化を図ります。

食の安全・安心対策及び地産地消の推進については、関係機関・団体等と連携しながら、引き続き推進し、ひいては、糸満ブランドづくりに繋がるよう努めます。

観光農園事業については、昨年のグランドオープン以来、とぅばらーま糸満大会や糸満ワインまつり・130万県民平和の光事業など数多くのイベントが園内で開催され誘客と宣伝に大きく貢献をしているところであります。本年度も引き続き糸満観光農園株式会社の経営基盤の確立を目指して、糸満ワインを中心とした園内農産加工品の販売促進や、施設利用のための運営プログラムなどの支援を行い、同会社の組織体制の強化に努めます。

農業基盤整備については、真栄平西地区を新規採択し継続事業で米須東地区及び喜屋武第2地区を整備します。

畑地かんがい整備については、米須地区外4地区を継続して整備してまいります。また、地下ダム地域においては、国営事業が平成17年度に完了することから、関連事業の新規採択に向けて努めます。

農村整備事業については、活力あるむらづくりのため、農業集落内の道路、排水及び農村公園等の整備を行い、快適な生活環境づくりを推進します。

水産業につきましては、近年、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業従事者の減少や高齢化等により厳しい状況下にあります。

本市の目指す「つくり育てる漁業」、「資源管理型漁業」の具現化のため、「南部豊かな海づくり大会」を今後も継続してまいります。また、浮き魚礁設置事業、稚魚放流事業等も進めます。

喜屋武漁港整備については、用地造成、南護岸等の整備を行います。

糸満地区マリノベーション拠点漁港漁村事業の一環である「糸満フィシャリーナ」と「糸満ふれあいビーチ」が竣工して、本年4月に供用開始するにあたり、沖縄県から「事務の委託」を受け、ふれあい地区全体を一体的に管理し、本市の水産業及び観光の振興・活性化に努めます。

企業誘致については、雇用拡大と地域経済の活性化を図る観点から、糸満市土地開発公社や関係機関と連携を図りながら推進体制を強化するとともに、本市の糸満工業団地等をホームページ等で国内外に紹介案内し、引き続き優良企業の誘致に努めます。

マルチメディアテクノセンターには国内の優良IT企業を誘致し、雇用の拡大を図ります。

また、ふれあい漁港漁村地区に滞在型観光を目指した大型ホテルの誘致に努めます。さらに、潮崎町の住宅用地分譲についても積極的に取組んでまいります。

商工業振興については、多くの中小企業で構成される本市の商工業は、緩やかな景気回復の兆しがあるとはいえ、経営は依然として厳しい状況にあります。

既設の公設市場については、地域の皆様と話し合いを持ちながら、改善策を検討してまいります。

消費者ニーズの多様化、車社会の進展への対応の遅れや商工業を取り巻く環境の変化を背景に、中心市街地は空洞化が進展しており、その活性化は、市が取り組むべき課題であります。

このような観点から、商工業関係者の総意工夫を活かしつつ、旧ダイエー系満店の大型空店舗の利活用と大型店の新規参入を図るなど、快適で利便性の高い商業空間の充実・強化に努めてまいります。また、地域の商工業の総合的な振興育成拠点となる商工会館建設を支援するとともに、糸満市地場産業振興推進協議会に対しては、引き続き助成を行い、特産品の開発及び販路の拡大等を促進します。

また、「糸満市小口資金融資制度」や「糸満市商工業振興補助金」により中小企業の経営基盤の強化と体質改善を進めていくとともに、国や県の「企業資金融資制度」など公的資金の積極的活用について支援します。

さらには、高齢者の就業促進につきましても、シルバー人材センターへの助成を行い、会員の就業機会と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりを支援します。

一方、県内の雇用情勢は、ますます厳しさを増し、失業率は高率で推移しています。このため、沖縄労働局と連携して本庁舎内にミニハローワーク的な地域職業相談室の設置を推進し、雇用の拡大を図るとともに、潮崎町地域への大型店の進出による雇用の創出と地域の活性化を図ります。

観光振興については、多様化する観光ニーズに対応する観点から、県や糸満市観光協会との連携強化により誘客運動を積極的に進めます。また、他産業分野と連携して経済効果を高めていくため、ツーリズム事業等の推進に努めます。

さらには、観光ボランティアガイドの資質の向上と組織強化を図り、その組織力を生かした観光振興を図ってまいります。

糸満市のイメージとして定着してきました130万県民「平和の光」事業と夏場における糸満ふるさと祭りを引続き開催します。

糸満市温泉施設整備推進事業については、前年度策定した「糸満市温泉施設基本計画」に基づいて、温泉施設整備に向けた掘削適地の調査を実施します。

■ 平和都市づくり について

先の大戦における沖縄戦終焉の地となった本市にある平和祈念公園は、毎年参拝者や修学旅行生が多数訪れ、戦没者の慰霊と「平和教育の場」としての役割を担っています。そ

れゆえに、今後とも平和週間事業など「平和都市宣言のまち」にふさわしい事業を展開します。

国際交流については、在住外国人にも住み易い地域づくりを推進しながら、地域の国際化を推進します。

国内交流については、北海道網走市との職員人事交流や宮崎県都農町との青少年交流事業を引続き実施するほか、両市町との産業経済等の交流を図り、相互の発展と住民福祉の向上に努めます。

■ 協働都市づくり について

情報化社会、少子高齢化社会の進展等、様々な分野において社会状況が変化しております。このような状況の中で「個性豊かな活力ある地域づくり」を推進していくためには、地域の自治会や NPO（民間非営利団体）、行政等が互いに役割を分担し、諸課題に対応していく事が望まれます。そのためには、市民が主体的に地域のことを考え、積極的に参加できる条件整備を行政において推進することが必要であります。

地方分権が進む中で、職員一人ひとりが、自己決定、自己責任において業務に取り組まなければなりません。

そのためには、職員の政策形成能力や管理能力等の向上が特に重要になります。

現在、「糸満市職員人材育成基本方針」に基づいて人材の育成に取り組んでいるところではありますが、これまで以上に効率的な行政運営を行い、活力ある職場づくりをめざして、職員の能力の育成に取り組んで行きたいと思います。

広報・広聴活動については、マスメディアやホームページの活用等の充実強化に努めます。

男女共同参画行政の推進については、女性が主体的に社会のあらゆる分野へ進出し、その個性をのばしていくためには、男女平等意識の確立、職場や政策決定の場での積極的な登用など、女性の地位向上を推進していく政策が必要であります。

本市としても男女共同参画社会づくりに取り組んでいくための骨組みとなる基本計画（いちまんVIVOプラン）に基づき、VIVOフェスタの開催等で女性の抱える問題解決に取り組めます。

市民税については、県内景気の回復基調の動きや税制改正の影響で若干の伸びが見込まれるものの、評価替をする固定資産税やその他市税については、厳しい状態で推移するものと見込まれ、市税の大きな伸びは期待できないことから厳しい財政状況に变りはありません。

そのような状況にあって、税務関係職員の資質や技術の向上を図り、厳正かつ公平な執行で自主財源の根幹をなす市税の課税客体の的確な把握や賦課課税漏れ防止強化に努めます。

一般会計の予算編成にあたりましては、今後も社会保障費等の扶助費や公債費、並びに国の進める「三位一体の改革」に伴う国庫補助金の改革等の影響を受け、弾力的な財政運営が極めて困難な状況下で、旺盛な行政需要に対応するために、行政改革大綱の実施計画に基づき事業全般の見直しを図ることとしました。

そこで歳入については、歳入適正化調書を作成し、受益者負担の原則及び負担の公平の観点から全項目について調書を作成して財源確保に取り組むとともに、自主財源の根幹であります市税等の徴収率の向上を図るため、滞納整理支援システムの活用による事務処理の迅速化や、特別整理班を中心とした早期の滞納処分を実施します。

また、引き続き「市税等特別収納対策本部」において、全庁的体制をもって収納率の向上と自主財源の確保に努めます。

歳出につきましても、既存事業全般にわたる事業成果調書を作成して、事業の必要性、公共性、義務性、有効性、効果度等を総合的に評価して、全事務事業の効率的かつ効果的な行財政運営に努めるとともに、総合計画に掲げた諸施策の実現に向けた予算編成に努めました。

その結果、一般会計においては、

188億3,291万円で、対前年度伸び率8.1%マイナス

介護保険、国民健康保険などの特別会計は、

146億5,037万円で、対前年度伸び率2.2%マイナス

水道事業会計においては、

15億2,795万円で、対前年度伸び率0.4%プラス

総計において、

350億1,125万円で、対前年度伸び率5.4%マイナスとなっております。

私は、本市の基本理念である「ひかりのまち、みどりのまち、いのりのまち」を基調に、厳しい行財政の状況ではありますが、「海幸・陸幸の史都糸満市」を目指して、市政運営に全力を傾注する所存であります。

結びに、市民の皆様はじめ議員各位の御理解と御支援を心よりお願い申し上げ、新年度の施政方針といたします。

平成18年3月7日

糸満市長 西 平 賀 雄